

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（自治権拡大問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43437

官房長談話

9720

発電係 市 総第 9721 号
昭和 37 年 3 月 17 日 21 時 10 分 発

要字 部

電信課 電信案 (分類)

略 平	第 531 号 (LTP)	大臣
大 臣	主管 平印局長了	起案 昭和 37 年 3 月 17 日
政 務 次 官	菅 浩 次 了	
事 務 次 官		
外 務 審 議 官	主任 北野平印局長代	起案者 和承 電話番号 405
官 房 長		
在 米 朝 海 小 坂 大臣発		
電 報 在 大 公 使 宛 総 領 事		
件 名 沖 繩 問 題 関 係 件		
(伝電券 529 号 別電)		
↓		
GB-1	外務省	回覧番号

17 91

(20)

極 秘 まで

あることはもとよりであるが、今回の大統領声明は、沖縄同胞が政府が国民とともに、沖縄施政権の返還を強く要望するものであることを深く多とするものである。

今回のケネディ米大統領の声明は、昨年池田・ケネディ会談を始め、政府がかねてよりあらゆる機会を通じて、沖縄における自治の拡大、民生福祉の向上について米国の配慮を要望し、わが方としてもこのためにあらゆる努力を払うべきことを伝えてきたのに対して、大統領が自ら真剣な考慮を払い、事態改善のため大巾の施策を採るべきことを表明したものであり、政府は、これを深く多とするものである。

沖繩問題に關する米國大統領聲明についての官房長官談話

日本国民であり、沖縄が日本本土の一部であることを率直に認め、やがてわが国の完全なる主権の下に復帰する日に備えて諸般の措置を検討することを明らかにしている。

大統領声明に述べられた諸措置は、従来沖縄をめぐって提起された問題のすべてについて最終的な解決を示したとはいえないが、かねてよりのわが方要望の方向にそうものであり、多大の期待をもつてその実施の結果を見守ることにした。また、声明に含まれた民生福祉、経済援助を含む各般の問題についての日米間の取極を作成するための討議は、双方の準備が完了次第近く始められることとなる。

政府としては、今後も沖縄に関する各般の問題について米國政

府と十分な協議を遂げ、わが方の要望ができるだけすみやかに実現するよう努力いたしたい。

要字 部 発電係(湖林)第 9727 号 昭和 37.3.18 日 16 時 45 分発

電信課長 電信案 (分類)

略 平 第 522 号 (LTP) 大蔵
大臣 下 主管 下 局長 宝塚 下 主任 下 局長 澤田 下 起案 昭和 37 年 3 月 18 日 起案者 根本 電話番号 405

情文局長 了承済 報道官 下 下

在 米 朝 海 臨時代理 大 平 使 宛 小 坂 大臣 務 総 領 事

電 報 在 大 公 使 宛 総 領 事

件 名 沖 縄 島 問 題 に 関 係 件

往 電 第 529 号 に 関 し

在 京 米 大 使 館 と 打 合 せ の 結 果 大 統 領 府

明 記 文 を 次 の と 改 め る と した

1. 第 2 頁 の 「 抑 制 力 」 を 「 阻 止 力 」 と 改 正 した

GB-1 外務省 回覧番号

2. 第 3 頁 の 「 軍 事 上 絶 対 に 必 要 で あ る と 」 を 「 軍 事 上 絶 対 に 必 要 で あ る と し て 琉 球 住 民 の 希 望 、 可 成 り し 」 と 改 正 した
3. 第 3 頁 の 「 持 ち たい と い う 琉 球 住 民 の 希 望 」 を 「 持 ち たい と い う 希 望 」 と 改 正 した
4. 第 4 頁 の 「 安 全 保 障 の 考 慮 」 を 「 安 全 保 障 上 の 考 慮 」 と 改 正 した
5. 第 4 頁 の 「 沖 縄 を 完 全 に 」 を 「 沖 縄 が 完 全 に 」 と 改 正 した
6. 第 4 頁 の 「 若 干 の 特 定 の 措 置 」 を 「 い くら かの 特 定 の 措 置 」 と 改 正 した
7. 第 4 頁 の 2. の 「 補 償 」 を 「 給 与 」 と 改 正 した

電信案(乙) 外務省

8. 第4項の2の「日本の同様の地域」と「日本内地の相当する地域」とする。
9. 第4項の5及び6の「検討を続行す」を「 ^項 継続的に検討を行なう」とする。
10. 第5項の2を「高等公務官の拒否権について、その限定と目的を強調するに書き改める。」とする。

電信案(乙)

外務省

要字	部	発電係 00 総第 9728 号
日 37.3.11 日 9 時 30 分 発		
電信案 (分類)		
略平	第 533 号 (LTP)	(大至急)
大臣	主管 松平局長	起案 昭和37年3月19日
政務次官	審議官	
事務次官	主任 世野川課長	起案者 松本 電話番号 405
外務審議官		
官房長		
情報局長 報道部長		
在 米 朝 海	臨時代理 大 公 使 宛 小 坂 大臣 発 総 領 事	
電 報 在	大 公 使 宛 総 領 事	
件 名 沖 縄 肉 題 関 係 事 件		
経 要 第 532 号 関 係		
8. の 「 日 本 内 地 」 を 「 日 本 本 土 」 と 訂 正 あり		
い。 在 米 大 使 館 承 知 済		
GB-1	外務省	回覧番号

19.02

要字 部

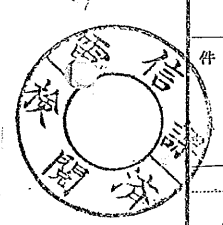
発電係 総第 9850 号
昭和 37年 3月 19日 21時 25分 発

電信課長

電信案 (分類)

略	第 1542 号 (LPP) 大紀
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主管 岸内閣府 審議官 主任 世東下河原長 起案者 松本 電話番号 405
起案 昭和 37年 3月 19日	
特文官 報道官	
在 米 朝 海	臨時代理 大平使 宛 小坂 大臣 務 総領事
電 報 在	大公使 宛 総領事
件 名 沖繩問題に関する件	
経電第 533 号 同関し。	
1. 官房長官談話を次のとおり修正ありに。	
(1) 第 1 項の「あらゆる努力」の前に「経済援 助の供与その他」を挿入する。	
GB-1	外務省 回覧番号

19 6



(2) 第 2 項の「もとよりであるが、今回の大統領
演説は、」を「もとよりである。政府

は、今回の大統領演説が、」とする。

(3) 第 2 項の「やがて」の前に「沖縄が」を挿入する。

(4) 第 2 項の「日に備えて」以下を「日に備
えて、日本と密接に協力して沖縄問題

に対処するとの米口の意図を明らかにし

てこれを歓迎する。」とする。

(5) 第 3 項の「要望の方向」を「諸提

案の精神」とする。

(6) 第 3 項の「多大の期待をもつてその実

施の結果を見守ることにした」を

「重要な進歩の基礎を築くものである」

とする。

2. 同談話の英訳文を別電第 543 号

とありとする。

GB-3

外務省

3. 大統領声明訳文4項の6.の「絶対
に」を削除可。

4. 以上の点在東京大使館と連絡済。

要字 部
発電係 (3) 総第 9863 号
昭和 37.3.19 日 22 時 08 分 発

電信課長 (印) 電信案 (分類)

略 平 第 543 号 (LINE) 大 37

大臣	主管	起案
政務次官	平野 啓	昭和 37 年 3 月 19 日
事務次官	審議官	
外務審議官	主任	起案者
官房長	中野 正 印 沢 吉	杉 電話番号 405

持込局長
報道課長

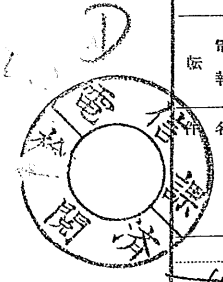
在 米 朝 海 臨時代理 大使 苑 小 坂 大臣 務 給 領 事

電 報 在 大 公 使 苑 總 領 事

名 沖 繩 内 廷 口 向 取 付

~~佐 藤 大 印 沢 吉~~

GB-1 外務省 回覧番号



電信写

Statement by Secretary-General of
the Cabinet regarding the Announcement
of the U.S. President on Okinawan Problem

The Japanese Government is deeply gratified with President Kennedy's message concerning Okinawa announced today. It responds to the Ikeda-Kennedy talk of last year and to the desires expressed by the Government on many occasions for the enlargement of self-government and enhancement of the public welfare of the people of Okinawa, and also to the intentions which we on our part have expressed to the United States to exert for this purpose every possible effort, including provisions for economic assistance. The message shows the serious personal attention the President has given to this matter and expresses his intention to take extensive measures to improve the situation in Okinawa.

The Government and people of Japan strongly desire the restoration of administrative authority over Okinawa. The Japanese Government welcomes the message which frankly recognizes the fact that the people of Okinawa are Japanese nationals and that the Ryukyu Islands are a part of the

GB-7

外務省

電信写

Japanese homeland and makes clear the American intention to work in close cooperation with Japan on Okinawan matters in preparation for the day when the Islands will eventually be returned to Japan's full sovereignty.

The measures mentioned in the President's message cannot be said to provide a complete solution to all the problems which have arisen in connection with Okinawa, but they are in line with the spirit of the Japanese proposals and provide the basis for significant progress. As regards the proposed agreement to be made between Japan and the United States on various problems, including public welfare and economic assistance, discussions will be commenced shortly when preparations have been completed on both sides.

The Japanese Government will continue to carry on full consultations with the United States Government on all matters relating to Okinawa and will make efforts toward the early fulfilment of our desires.

GB-7

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごす

電信写

37 6591 平 臺北
ワシントン 3月19日16:00
本省 20日07:23
小坂大臣 朝海大使

沖縄問題に関する行政命令の件

オ572号 至急

19日午後4時の大統領ステートメント発表の際行政命令オ10713号改正のための19日付行政命令のテキストが発表される予定なるとして同テキスト(当初時刻のエンバーゴ付)別電オ573号にて電報する。

配布先

大臣次官外務官房長官米参事長
米参事長参事長米参事長

久松

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごす

電信写

37 6593 平 臺北
ワシントン 3月19日16:00整
本省 20日07:57着
小坂大臣 朝海大使

(沖縄問題に関する行政命令に関する件)

オ573号 (別電)

(以下別紙英文)

配布先 大臣次官参議官官房長
米参事長米参事長米参事長
米参事長米参事長米参事長

三

EXECUTIVE ORDER

AMENDING EXECUTIVE ORDER NO. 10713, RELATING
TO THE ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS

BY VIRTUE OF THE AUTHORITY VESTED IN ME BY THE
CONSTITUTION, AND AS PRESIDENT OF THE UNITED STATES AND
COMMANDER-IN-CHIEF OF THE ARMED FORCES OF THE UNITED STATES,

IT IS ORDERED AS FOLLOWS:

SECTION 1. CERTAIN AMENDMENTS OF E.O. 10713.
EXECUTIVE ORDER NO. 10713 OF JUNE 5, 1957, HEADED
"PROVIDING FOR ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS,"
IS HEREBY AMENDED BY SUBSTITUTING THE FOLLOWING FOR SECTIONS
4, 6, 8, 9, AND 11 THEREOF:

"SEC. 4. (a) THERE IS ESTABLISHED, UNDER THE
JURISDICTION OF THE SECRETARY OF DEFENSE, A CIVIL

ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS; THE HEAD OF WHICH
SHALL BE KNOWN AS THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS
(HEREINAFTER REFERRED TO AS THE 'HIGH COMMISSIONER').
THE HIGH COMMISSIONER (1) SHALL BE DESIGNATED BY THE
SECRETARY OF DEFENSE, AFTER CONSULTATION WITH THE
SECRETARY OF STATE AND WITH THE APPROVAL OF THE PRESIDENT,
FROM AMONG THE ACTIVE DUTY MEMBERS OF THE ARMED FORCES OF
THE UNITED STATES, (2) SHALL HAVE THE POWERS AND PERFORM
THE DUTIES ASSIGNED TO HIM BY THE TERMS OF THIS ORDER,
(3) MAY DELEGATE ANY FUNCTION VESTED IN HIM TO SUCH
OFFICIALS OF THE CIVIL ADMINISTRATION AS HE MAY DESIGNATE,
AND (4) SHALL CARRY OUT ANY POWERS OR DUTIES DELEGATED OR
ASSIGNED TO HIM BY THE SECRETARY OF DEFENSE PURSUANT TO
THIS ORDER.

"(b) THERE SHALL BE UNDER THE HIGH COMMISSIONER
A CIVILIAN OFFICIAL WHO SHALL HAVE THE TITLE OF CIVIL
ADMINISTRATOR. THE CIVIL ADMINISTRATOR SHALL BE DESIGNATED
BY THE SECRETARY OF DEFENSE, AFTER CONSULTATION WITH THE
SECRETARY OF STATE AND WITH THE APPROVAL OF THE PRESIDENT,
AND SHALL HAVE SUCH POWERS AND PERFORM SUCH DUTIES AS MAY BE
ASSIGNED TO HIM BY THE HIGH COMMISSIONER."

"SEC. 6. (a) THE LEGISLATIVE POWER OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS, EXCEPT AS OTHERWISE PROVIDED IN THIS ORDER, SHALL BE VESTED IN A LEGISLATIVE BODY CONSISTING OF A SINGLE HOUSE. MEMBERS OF THE LEGISLATIVE BODY SHALL BE DIRECTLY ELECTED BY THE PEOPLE OF THE ISLANDS IN 1962, AND TRIENNIALLY THEREAFTER, FOR TERMS OF THREE YEARS.

"(b) THE TERRITORY OF THE RYUKYU ISLANDS SHALL CONTINUE TO BE DIVIDED INTO DISTRICTS, EACH OF WHICH SHALL ELECT ONE MEMBER OF THE LEGISLATIVE BODY. THE PRESENT 29 DISTRICTS ARE CONTINUED, BUT THE NUMBER OR BOUNDARIES OF DISTRICTS MAY BE ALTERED BY LAW ENACTED BY THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS WITH THE APPROVAL OF THE HIGH COMMISSIONER. ANY REDISTRICTING SHALL BE DONE WITH DUE REGARD TO OBTAINING DISTRICTS WHICH ARE RELATIVELY COMPACT AND CONTIGUOUS AND WHICH HAVE REASONABLY EQUAL POPULATIONS."

"SEC. 8. (a) THE EXECUTIVE POWER OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS SHALL BE VESTED IN A CHIEF EXECUTIVE, WHO SHALL BE A RYUKYUAN. THE CHIEF EXECUTIVE SHALL HAVE

GENERAL SUPERVISION AND CONTROL OF ALL EXECUTIVE AGENCIES AND INSTRUMENTALITIES OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS AND SHALL FAITHFULLY EXECUTE THE LAWS AND ORDINANCES APPLICABLE TO THE RYUKYU ISLANDS.

"(b)(1) THE CHIEF EXECUTIVE SHALL BE APPOINTED BY THE HIGH COMMISSIONER ON THE BASIS OF A NOMINATION WHICH IS MADE BY THE LEGISLATIVE BODY HEREIN PROVIDED FOR AND IS ACCEPTABLE TO THE HIGH COMMISSIONER. A CHIEF EXECUTIVE SO APPOINTED SHALL SERVE FOR THE REMAINDER OF THE TERM OF THE LEGISLATIVE BODY WHICH NOMINATED HIM AND FOR SUCH REASONABLE PERIOD THEREAFTER AS MAY BE NECESSARY FOR THE APPOINTMENT OF A SUCCESSOR PURSUANT TO THIS PARAGRAPH, OR, FAILING SUCH AN APPOINTMENT, PURSUANT TO PARAGRAPH (2) OF THIS SUBSECTION.

"(2) IN THE EVENT THE LEGISLATIVE BODY DOES NOT MAKE AN ACCEPTABLE NOMINATION WITHIN A REASONABLE TIME AS DETERMINED BY THE HIGH COMMISSIONER, OR IF BY REASON OF OTHER UNUSUAL CIRCUMSTANCES IT IS DEEMED BY THE HIGH COMMISSIONER TO BE NECESSARY, HE MAY APPOINT A CHIEF EXECUTIVE WITHOUT A NOMINATION. THE TENURE OF ANY

CHIEF EXECUTIVE APPOINTED PURSUANT TO THIS PARAGRAPH (2) SHALL BE AS DETERMINED BY THE HIGH COMMISSIONER.

"(c) THE HEAD OF EACH MUNICIPAL GOVERNMENT SHALL BE ELECTED BY THE PEOPLE OF THE RESPECTIVE MUNICIPALITY IN ACCORDANCE WITH PROCEDURES ESTABLISHED BY THE LEGISLATIVE BODY OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS."

"SEC. 9. (a) EVERY BILL PASSED BY THE LEGISLATIVE BODY SHALL, BEFORE IT BECOMES LAW, BE PRESENTED TO THE CHIEF EXECUTIVE. IF THE CHIEF EXECUTIVE APPROVES A BILL HE SHALL SIGN IT, BUT IF NOT HE SHALL RETURN IT, WITH HIS OBJECTIONS, TO THE LEGISLATIVE BODY WITHIN FIFTEEN DAYS AFTER IT SHALL HAVE BEEN PRESENTED TO HIM. IF A BILL IS NOT RETURNED WITHIN THE SPECIFIED FIFTEEN DAY PERIOD, IT SHALL BECOME LAW IN LIKE MANNER AS IF IT HAD BEEN APPROVED BY THE CHIEF EXECUTIVE, UNLESS THE LEGISLATIVE BODY BY ADJOURNMENT PREVENTS ITS RETURN, IN WHICH CASE IT SHALL BE LAW IF APPROVED BY THE CHIEF EXECUTIVE WITHIN FORTYFIVE DAYS AFTER IT SHALL HAVE BEEN PRESENTED TO HIM-SEMICOLON OTHERWISE IT SHALL NOT BE LAW. WHEN A BILL IS RETURNED TO THE LEGISLATIVE BODY WITH OBJECTIONS BY THE CHIEF

EXECUTIVE, THE LEGISLATIVE BODY MAY PROCEED TO RECONSIDER IT. IF, AFTER SUCH RECONSIDERATION TWO THIRDS OF THE LEGISLATIVE BODY PASS IT, IT SHALL BECOME LAW IN LIKE MANNER AS IF IT HAD BEEN APPROVED BY THE CHIEF EXECUTIVE.

"(b) IF ANY BILL APPROVED BY THE LEGISLATIVE BODY CONTAINS SEVERAL ITEMS OF APPROPRIATION OF MONEY, THE CHIEF EXECUTIVE MAY OBJECT TO ONE OR MORE OF SUCH ITEMS OR ANY PART OR PARTS, PORTION OR PORTIONS THEREOF, WHILE APPROVING THE OTHER ITEMS, OR PARTS OR PORTIONS OF THE BILL. IN SUCH CASE, THE CHIEF EXECUTIVE SHALL APPEND TO THE BILL, AT THE TIME OF SIGNING IT, A STATEMENT OF THE ITEMS, OR PARTS OR PORTIONS THEREOF, OBJECTED TO, AND THE ITEMS, OR PARTS OR PORTIONS THEREOF, SO OBJECTED TO SHALL NOT TAKE EFFECT. SHOULD THE LEGISLATIVE BODY SEEK TO OVER-RIDE SUCH OBJECTIONS OF THE CHIEF EXECUTIVE, THE PROCEDURES SET FORTH ABOVE WILL APPLY. IN COMPUTING ANY PERIOD OF DAYS FOR THE FOREGOING PURPOSES, SUNDAYS AND LEGAL HOLIDAYS SHALL BE EXCLUDED."

"SEC. 11. (a) THE HIGH COMMISSIONER MAY, IF SUCH ACTION IS DEEMED NECESSARY FOR THE FULFILLMENT OF HIS MISSION

UNDER THIS ORDER, PROMULGATE LAWS, ORDINANCES OR REGULATIONS. THE HIGH COMMISSIONER, IF SUCH ACTION IS DEEMED BY HIM TO BE IMPORTANT IN ITS EFFECT, DIRECT OR INDIRECT, ON THE SECURITY OF THE RYUKYU ISLANDS, OR ON RELATIONS WITH FOREIGN COUNTRIES AND INTERNATIONAL ORGANIZATIONS WITH RESPECT TO THE RYUKYU ISLANDS, OR ON THE FOREIGN RELATIONS OF THE UNITED STATES, OR ON THE SECURITY, PROPERTY OR INTERESTS OF THE UNITED STATES OR NATIONALS THEREOF, MAY, IN RESPECT OF RYUKYUAN BILLS, LAWS, OR OFFICIALS, AS THE CASE MAY BE, (1) VETO ANY BILL OR ANY PART OR PORTION THEREOF, (2) ANNULL ANY LAW OR ANY PART OR PORTION THEREOF WITHIN 45 DAYS AFTER ITS ENACTMENT, AND (3) REMOVE ANY PUBLIC OFFICIAL FROM OFFICE. THE HIGH COMMISSIONER HAS THE POWER OF REPRIEVE, COMMUTATION AND PARDON. THE HIGH COMMISSIONER MAY ASSUME IN WHOLE OR IN PART, THE EXERCISE OF FULL AUTHORITY IN THE ISLANDS, IF SUCH ASSUMPTION OF AUTHORITY APPEARS MANDATORY FOR SECURITY REASONS: EXERCISE OF AUTHORITY CONFERRED ON THE HIGH COMMISSIONER BY THIS SUBSECTION SHALL BE PROMPTLY REPORTED, TOGETHER WITH THE REASONS THEREFOR, TO THE SECRETARY OF DEFENSE WHO SHALL INFORM THE SECRETARY OF STATE.

"(b) IN CARRYING OUT THE POWERS CONFERRED UPON

HIM BY THE PROVISIONS OF SUBSECTION (a) OF THIS SECTION, THE HIGH COMMISSIONER SHALL GIVE ALL PROPER WEIGHT TO THE RIGHTS OF THE RYUKYUANS AND SHALL, IN PARTICULAR, HAVE PROPER REGARD FOR THE PROVISIONS OF THE SECOND SENTENCE OF SECTION 2 OF THIS ORDER."

SECTION 2. FURTHER AMENDMENTS. SECTION 10 OF THE SAID EXECUTIVE ORDER NO. 10713 IS HEREBY FURTHER AMENDED AS FOLLOWS:

(1) BY DELETING FROM SECTION 10(a)(2)(b) THE FOLLOWING:
"JEN THOUGH NOT SUBJECT TO TRIAL BY COURTS-MARTIAL UNDER THE UNIFORM CODE OF MILITARY JUSTICE (10U.S.C. 801 ET SEQ.)"

(2) BY SUBSTITUTING THE FOLLOWING FOR SECTION 10(b)(3):

"(3) CRIMINAL JURISDICTION OVER (a) THE CIVILIAN COMPONENT, (b) EMPLOYEES OF THE UNITED STATES GOVERNMENT WHO ARE UNITED STATES NATIONALS, AND (c) DEPENDENTS, EXCLUDING RYUKYUANS, (i) OF THE FOREGOING AND (ii) OF MEMBERS OF THE UNITED STATES FORCES."

SECTION 3. TRANSITIONAL PROVISIONS. (a) THIS ORDER SHALL NOT OPERATE TO TERMINATE IMMEDIATELY THE TENURE OF THE CHIEF EXECUTIVE OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS NOW IN OFFICE. THAT TENURE SHALL TERMINATE WHEN HIS FIRST SUCCESSOR, APPOINTED UNDER THE PROVISIONS OF EXECUTIVE ORDER NO. 10713 AS AMENDED BY THIS ORDER, ENTERS UPON OFFICE AS CHIEF EXECUTIVE OR ON SUCH OTHER DATE AS MAY BE FIXED BY THE HIGH COMMISSIONER.

(b) THE MEMBERS OF THE LEGISLATIVE BODY IN OFFICE ON THE DATE OF THIS ORDER SHALL CONTINUE IN OFFICE UNTIL THE TERMINATION OF THEIR PRESENT TERMS AS MEMBERS.

(c) THE AMENDMENT OF SECTION 4 OF EXECUTIVE ORDER NO. 10713 MADE BY THIS ORDER SHALL BECOME EFFECTIVE ON JULY 1, 1962. ALL OTHER PARTS HEREOF SHALL BECOME EFFECTIVE ON APRIL 1, 1962.

JOHN F. KENNEDY

THE WHITE HOUSE,
MARCH 19, 1962.

(仮訳)

琉球諸島の施政に関する行政命令第一〇七一三号を
改正する行政命令

一九六二年三月十九日

アジア局北東アジア課

憲法によつて与えられた権限にもとづき、合衆国大統領兼
合衆国軍総司令官として、次のとおり命令する。

第一条

行政命令第一〇七一三号の改正「琉球諸島の施政に關
する」一九五七年六月五日付行政命令第一〇七一三号の第四条、
第六条、第八条、第九条及び第一一条をそれぞれ次のとおり改正
する。

第四条

(A) 国防長官の管轄の下に、琉球諸島民政府を設置し、その長を
琉球諸島高等弁務官という。(以下高等弁務官という。)高等
弁務官は、(1)国防長官が、國務長官と協議した後大統領の承認
をえて合衆国軍隊の現役構成員中よりこれを指名し、(2)この命

令によつて与えられる権限を有し、かつ、義務を遂行しなければならず、(3)自己に与えられたいかなる職務をも自己が指定する民政府の関係官に委任することができ、かつ、(4)国防長官がこの命令に従つて委任し、または与えるすべての権利及び義務を遂行するものとする。

(B) 高等弁務官のもとに、民政官と称する文官を設置する。民政官は、国防長官が國務長官と協議した後大統領の承認を得て指名し、高等弁務官によつて与えられた権限を有し、かつ義務を遂行しなければならない。

第六條

(A) この命令に別段の定めがある場合を除き、琉球政府の立法権は、一院からなる立法院に属する。立法院の議員は、一九六二年に琉球住民による直接選挙によつて選出されるものとする。その後は、三年の任期により、三年毎に選挙される。

2

(B) 琉球諸島の地域は、引続き立法院議員一名を選出する選挙区に区分される。現行の二九の選挙区は存続するが、選挙区の数または区域は、琉球政府が高等弁務官の承認を得て制定する法律によつて変更することができる。選挙区を変更するに当つては、選挙区が比較的まとまつており、接続していること及び選挙区が大体同程度の人口を保有することについて妥当な考慮が払われなければならない。

第八條

(A) 琉球諸島政府の行政権は、琉球人の行政主席に属するものとする。行政主席は、琉球諸島政府のすべての行政機関の一般的監督及び統制を行い、琉球諸島に適用される法律及び布令を忠実に実施しなければならない。

(B) (1)行政主席は、この行政命令で定める立法院の指名であつて高等弁務官が受諾しうるものにとつて、高等弁務官が任命

3

する。任命された行政主席は、同主席を指名した立法院の議員の任期の残余期間中およびこの規定に基づく後任主席の任命、または、その任命がないときは本項の(2)に基づく後任主席の任命が行なわれるために必要なその後の適当な期間中、職務を遂行しなければならない。

- (2) 立法院が高等弁務官が定めた適当な期間内に高等弁務官が受諾し得る指名を行わなかつた場合または、その他の特別な事態により高等弁務官が必要と認められた場合には、高等弁務官は指名なしで行政主席を任命することができる。この規定に従つて任命された行政主席の任期は、高等弁務官が決定する。
- (3) 各市町村政府の長は、琉球諸島立法院が定める手続に従つて、各市町村の住民により選挙される。

4

第九条

(A) 立法院が可決したすべての法律案は、法律となる前にこれを行
政主席に提示しなければならない。行政主席が法律案を承認す
るときはこれに署名し、承認しないときは当該法律案の提示後
十五日以内に反対理由を付してこれを立法院に返付しなければ
ならない。行政主席が規定の十五日以内に法律案を返付しない
ときは、その法律案は行政主席がこれを承認したと同様に法律
となるものとする。但し、立法院の休会により法律案の返付が
妨げられた場合はこの限りではない。この場合は、行政主席に
対する法律案の提示後四十五日以内に行政主席がこれを承認す
れば、その法律案は法律となり、承認しなければ法律とならな
いものとする。行政主席が反対理由を付して法律案を立法院に
返付したときは、立法院はその再審議を行なうことができる。
かかる再審議の後、立法院が三分の二の多数決をもつてこの法

5

律案を可決したときは、行政主席の承認があつたと同様に法律となるものとする。

(B) 立法院が承認した法律案が才出予算の項目を含んでいる場合、行政主席はこれらの項目の一もしくは二以上またはその一部について反対するとともに、その法律案の他の項目または一部に承認することができる。その場合、行政主席は法律案に署名する際、反対する項目または一部についての説明を添付しなければならぬ。このように反対された項目または一部は効力を発生しない。立法院が、行政主席のかかる反対を拒否しようとするときは前記の手續が適用される。前記の目的のため期間を計算するに当つては、日曜日及び法定の休日を除算する。

第十一条

(A) 高等弁務官は、この命令に基いて任務を遂行するため必要と考えるときは、法律、布令または規則を公布することができる。高等弁務官は、琉球諸島の安全もしくは琉球諸島に関する外、国もしくは国際機関との関係または合衆国の対外関係、または合衆国もしくはその国民の安全、財産もしくは利益にとり、直接または間接に重要な影響があると考えるときは、琉球の法律案、法律または公務員について、それぞれ次のことを行なうことができる。

- (1) いかなる法律案またはその一部をも拒否すること。
 - (2) いかなる法律またはその一部をも、その制定後四十五日以内にこれを無効とすること。
 - (3) いかなる公務員をも罷免すること。
- 高等弁務官は、刑の執行猶予、減刑または赦免の権限を有す

る。高等弁務官は、安全保障上必要と認めるときは、諸島内におけるすべての権力を全面的または部分的に行使することができる。高等弁務官は、本条によつて与えられた権限を行使したときは、直に理由を付して国防長官に報告し、国防長官は国務長官に通報しなければならない。

(B) 高等弁務官は、本条(A)の規定に基づき付与された権限を行使するに当り、琉球人の権利を十分に尊重し、且つ特にこの命令の第二条の第二文の規定について十分留意しなければならない。

第二条 その他の改正

前記の行政命令第一〇七一三号をさらに次のとおり改正する。

(1) 第十条(A)(b)から次の文を削除する。

「一般軍事裁判法規(一〇、U、S、A八〇一以下参照)に基く軍法会議による裁判に服さない者」

(2) 第十条(B)(3)を次のとおりとする。

「(B)(a) 軍属

(b) 合衆国政府の被用者で合衆国国民であるもの

(c) (i)前記の者および(ii)合衆国軍隊の構成員の家族(但し、琉球人を除く)

に対する刑事裁判権」

第三条 経過規定

(A) この行政命令は、琉球諸島政府の現行政主席の任期を終了させるものではない。

その任期は、この行政命令によつて改正された行政命令第一〇七一三号の規定に基づき指名された最初の後任者が行政主席として就任する日または高等弁務官が決定する他の日に終るものとする。

(B) この行政命令の日付の日に議員である立法院議員は、現在の

EXECUTIVE ORDER

Amending Executive Order No. 10713, relating to
the Administration of the Ryukyu Islands

By virtue of the authority vested in me by the constitution,
and as President of the United States and Commander-in-Chief of
the armed forces of the United States, it is ordered as follows:

Section 1. Certain amendments of E.O. 10713. Executive
Order No. 10713 of June 5, 1957, headed "Providing for Administra-
tion of the Ryukyu Islands," is hereby amended by substituting
the following for sections 4, 6, 8, 9, and 11 thereof:

"Sec. 4. (a) There is established, under the jurisdiction
of the Secretary of Defense, a civil administration of the Ryukyu
Islands, the head of which shall be known as the High Commissioner
of the Ryukyu Islands (hereinafter referred to as the 'High Com-
missioner'). The High Commissioner (1) shall be designated by the
Secretary of Defense, after consultation with the Secretary of
State and with the approval of the President, from among the
active duty members of the armed forces of the United States,
(2) shall have the powers and perform the duties assigned to him
by the terms of this Order, (3) may delegate any function vested
in him to such officials of the civil administration as he may
designate,

10

任期を終了するまで留任する。

(0) この行政命令による行政命令第一〇七一三号の第四条の改正
は、一九六二年七月一日に効力を生ずる。その他のすべての規
定は一九六二年四月一日に効力を生ずる。

ジョン・F・ケネディ

一九六二年三月十九日にホワイト・ハウスで

designate, and (4) shall carry out any powers or duties delegated or assigned to him by the Secretary of Defense pursuant to this Order.

"(b) There shall be under the High Commissioner a civilian official who shall have the title of Civil Administrator. The Civil Administrator shall be designated by the Secretary of Defense, after consultation with the Secretary of State and with the approval of the President, and shall have such powers and perform such duties as may be assigned to him by the High Commissioner."

"Sec. 6 (a) The legislative power of the Government of the Ryukyu Islands, except as otherwise provided in this Order, shall be vested in a legislative body consisting of a single House. Members of the legislative body shall be directly elected by the people of the Islands in 1962, and triennially thereafter, for terms of three years.

"(b) The territory of the Ryukyu Islands shall continue to be divided into districts, each of which shall elect one member of the legislative body. The present 29 districts are continued, but the number or boundaries of districts may be altered by law enacted by the Government of the Ryukyu Islands with the approval of the High Commissioner. Any redistricting shall be done with due regard to obtaining districts which are relatively compact
and

and contiguous and which have reasonably equal populations."

"Sec. 8. (a) The Executive Power of the Government of the Ryukyu Islands shall be vested in a Chief Executive, who shall be Ryukyuan. The Chief Executive shall have general supervision and control of all executive agencies and instrumentalities of the Government of the Ryukyu Islands and shall faithfully execute the laws and ordinances applicable to the Ryukyu Islands.

"(b)(1) The Chief Executive shall be appointed by the high Commissioner on the basis of a nomination which is made by the legislative body herein provided for and is acceptable to the High Commissioner. A Chief Executive so appointed shall serve for the remainder of the term of the legislative body which nominated him and for such reasonable period thereafter as may be necessary for the appointment of a successor pursuant to this paragraph, or, failing such an appointment, pursuant to paragraph (2) of this subsection.

"(2) In the event the legislative body does not make an acceptable nomination within a reasonable time as determined by the High Commissioner, or if by reason of other unusual circumstances it is deemed by the High Commissioner to be necessary, he may appoint a Chief Executive without a nomination. The tenure of any Chief Executive appointed pursuant to this paragraph (2) shall be as determined by the High Commissioner.

"(c)

"(c) The head of each municipal government shall be elected by the people of the respective municipality in accordance with procedures established by the legislative body of the Government of the Ryukyu Islands."

"Sec. 9. (a) Every bill passed by the legislative body shall, before it becomes law, be presented to the Chief Executive. If the Chief Executive approves a bill he shall sign it, but if not he shall return it, with his objections, to the legislative body within fifteen days after it shall have been presented to him. If a bill is not returned within the specified fifteen day period, it shall become law in like manner as if it had been approved by the Chief Executive, unless the legislative body by adjournment prevents its return, in which case it shall be law if approved by the Chief Executive within fortyfive days after it shall have been presented to him; otherwise it shall not be law. When a bill is returned to the legislative body with objections by the Chief Executive, the legislative body may proceed to reconsider it. If, after such reconsideration two thirds of the legislative body pass it, it shall become law in like manner as if it had been approved by the Chief Executive.

"(b) If any bill approved by the legislative body contains several items of appropriation of money, the Chief Executive may object

object to one or more of such items or any part or parts, portion or portions thereof, while approving the other items, or parts or portions of the bill. In such case, the Chief Executive shall append to the bill, at the time of signing it, a statement of the items, or parts or portions thereof, objected to, and the items, or parts or portions thereof, so objected to shall not take effect. Should the legislative body seek to over-ride such objections of the Chief Executive, the procedures set forth above will apply. In computing any period of days for the foregoing proposes, Sundays and legal holidays shall be exceduted."

"Sec. 11. (a) The High Commissioner may, if such action is deem necessary for the fulfillment of his mission under this Order, promulgate laws, ordinances or regulations. The High Commissioner, if such action is deemed by him to be important in its effect, direct or indirect, on the security of the Ryukyu Ialsnds, or on relations with foreign countries and international organizations with respect to the Ryukyu Islands, or on the foreign relations of the United States, or on the security, property or interests of the United States or nationals thereof, may, in respect of Ryukyuan bills, laws, or officials, as the case may be, (1) Veto any bill or any part or portion thereof, (2) Annual any law or any part or portion thereof within

45 days after its enactment, and (3) remove any public official from office. The High Commissioner has the power of reprove, commutation and pardon. The High Commissioner may assume in whole or in part, the exercise of full authority in the Islands, if such assumption of authority appears mandatory for security reasons. Exercise of authority conferred on the High Commissioner by this subsection shall be promptly reported, together with the reasons therefor, to the Secretary of Defense who shall inform the Secretary of State.

"(b) In carrying out the powers conferred upon him by the provisions of subsection (a) of this section, the High Commissioner shall give all proper weight to the rights of the Ryukyans and shall, in particular, have proper regard for the provisions of the second sentence of Section 2 of this Order."

Section 2. Further Amendments. Section 10 of the said Executive Order No. 10713 is hereby further amended as follows:

- (1) By deleting from Section 10(A)⁽²⁾(b) the following:
"Even though not subject to trial by courts-martial under the uniform code of military justice (10 U.S.C. 801 et seq.)".
- (2) By substituting the following for section 10(b) (3):
"(3) Criminal jurisdiction over (a) the civilian component, (b) employees of the United States Government who are United States nationals, and (c) dependents, excluding Ryukyans, (i) of the foregoing and (ii) of members of the United States forces."

Section 3. Transitional Provisions.

(a) This Order shall not operate to terminate immediately the tenure of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands now in office. That tenure shall terminate when his first successor, appointed under the provisions of Executive Order No. 10713 as amended by this Order, enters upon office as Chief Executive or on such other date as may be fixed by the High Commissioner.

(b) The members of the legislative body in office on the date of this order shall continue in office until the termination of their present terms as members.

(c)

(c) The amendment of Section 4 of Executive Order No. 10713 made by this Order shall become effective on July 1, 1962. All other parts hereof shall become effective on April 1, 1962.

John F. Kennedy

The White House,
March 19, 1962.

大統領行政命令（一九五七年六月五日付、第一〇七一三号）に
関する今回の改正要点は次のとおりである。

(一) 第四節に(b)項を新たに追加し、高等弁務官の下に、國務、国防
兩長官の協議の上、大統領の承認をえて国防長官によつて任命
される文民たる民政官を置くことを明らかにした。

(二) 従前は民政官は軍人より任命され、かつその任命に明文規
定はなかつた。

(三) 第六節の(a)項により、立法協議員の任期を二年より三年に延長
した上、同節に(b)項を追加し、立法院は高等弁務官の承認を得
た立法をもつて、現在二十九の選挙区の数並びにその区域を變
更することを得ることとした。

(四) 第八節に(b)項を追加し、立法院が琉球政府の行政主席を指名で
きることにした。

(但し任命権者は従前通り高等弁務官とし、且つ立法院が適

当な主席指名を行なわなにかあるいは高等弁務官が必要と認めるときは自ら任命できる)

(四)第九節の一部修正により、行政主席が承認しなかつた法律案で、立法院が三分の二の多数でこれを再議決したものはそのまま法律となることとした。

(四)従前はこの場合は高等弁務官が承認、不承認の裁決をなすこととなつてゐた)

(五)第十一節に(五)項を追加し、高等弁務官がその与えられた法令公布権、拒否権、罷免権、行刑上の特権等を行使するに当つては住民の権利を尊重し、且つ行政命令所定の原則を遵守すべき旨を特記した。

(備考、なお裁判管轄権の規定の字句に関し、若干の技術的な修正がある)

大統領行政命令の改正点比較対照表

注、棒線の部分が改正された箇所
但し旧命令中の棒線部分は削除を意味する

新

第四節(四) 国防長官の管轄の下に、琉球列島民政府をおき、その長を琉球列島高等弁務官(以下「高等弁務官」という。)と呼称する。高等弁務官は、(a)国防長官が國務長官に諮り、大統領の承認を得て合衆国軍隊の現役軍人の中から選任し、(b)この命令の規定によつて与えられた権力を有し、かつ、この命令の規定によつて与えられた職務を行ない、(c)自己に与えられたいかなる

旧

第四節 国防長官の管轄の下に、琉球列島民政府をおき、その長を琉球列島高等弁務官(以下「高等弁務官」という。)と呼称する。高等弁務官は、(a)国防長官が國務長官に諮り、大統領の承認を得て合衆国軍隊の現役軍人の中から選任し、(b)この命令の規定によつて与えられた権力を有し、かつ、命令の規定によつて与えられた職務を行ない、(c)自己に与えられたいかなる権能をもその指定する民政府職員に委任するこ

権能をもその指定する民政府職員に委任することができ、(d)この命令によつて国防長官から委任され、もしくは与えられたいかなる権力または職務をも遂行するものとする。

(b) 高等弁務官の下に文民の行政官一人を置き、これを民政官と呼称する。民政官は国防長官が國務長官にはかり大統領の承認をえて選任し、高等弁務官が与える権限を行使し任務を遂行するものとする。

とができ、(d)この命令によつて国防長官から委任され、もしくは与えられたいかなる権力または職務をも遂行するものとする。

第六節(a) この命令に別段の定めがある場合を除いて、琉球政府の立法権は一院からなる立法院が保有する。立法院議員は一九六二年に沖縄住民により直接選挙されるものとし、それ以降は任期を三年とし、三年ごとに改選する。

(b) 琉球列島の領域は従前どおり各選挙区に分ち、各選挙区はそれぞれ立法院議員一人を選出する。現在の二十九選挙区はそのままとするが、選挙区の数と区域は高等弁務官の承認を得て、琉球政府が制定する法令によつて改正することができる。選挙区のいかなる改定も、新たな選挙区が地域として比

第六節 この命令に別段の定めがある場合を除いて、琉球政府の立法権は、琉球住民によつて直接に選挙された議員をもつて構成する立法院に属する。

立法院は、単数代表選挙区から二年毎の偶数年に選挙される二十九人の議員からなる一院をもつて構成する。

4

較的まとまりがあり、飛び地でなく、
大体において同程度の人口数を持つよ
うに適当な考慮を払つて行なうものと
する。

5

第八節(a) 琉球政府の行政権は琉球住民で
ある行府主席に属する。行政主席は、琉
球政府のすべての行政機関に対して一般
的指揮監督権を有し、琉球列島に適用さ
れる法令を忠実に執行しなければならな
い。

(b)(1) 行政主席は、ここに規定する立法
府が行ない高等弁務官が受諾する指名
に基づき、高等弁務官が任命する。か
く任命された行政主席は、同主席を指
名した立法院の任期の残りの期間、お
よびその後、本節に基づいて後継者を
任命するか、またはそのような任命が
できない場合には本節(2)項により後継

第八節 琉球政府の行政権は、高等弁務官
が、立法院の代表者に諮つて任命する琉
球住民である行政主席に属する。
行政主席は、琉球政府のすべての行政
機関に対して一般的指揮監督権を有し、
琉球列島に適用される法令を忠実に執行
しなければならない。

者を任命するために必要かつ妥当な期間
現職を続ける。

(2) 立法府が高等弁務官の決定する妥当
な期間内に受諾可能な指名を行わない
場合、もしくは他の異常な状況により高
等弁務官が必要とみなせば、高等弁務官
は指名なく行政主席を任命し得る。本節
(2)項により任命される行政主席の任期は
高等弁務官により決定される。

(3) 各公共団体の長は、琉球政府の立法府
の設ける手続に従い、当該地方公共団体
の住民がこれを選挙する。

地方公共団体の長は、琉球政府が立法
府が制定する手続に従って、当該地方公
共団体の住民がこれを選挙する。

6

第九節(a) 立法府によつて可決された立法
案は、立法となる前に行政主席に送付さ
れなければならない。行政主席が立法案
を承認するときは、これに署名し、承認
しないときは、送付を受けた後、十五日
以内に異議を添えて立法府に返送しな
ければならない。

立法案が所定の十五日以内に返送され
ないときは、行政主席がこれを承認した
場合と同様に立法となる。ただし、立法
府の閉会によりその返送が妨げられたと
きはこの限りでない。この場合には、行
政主席が立法案の送付を受けた後、四十
五日以内に承認するときは立法となり、

第九節 立法府によつて可決されたすべ
ての立法案は、立法となる前に、行政主
席に送付されなければならない。行政主
席が立法案を承認するときは、これに署
名し、承認しないときは、送付を受けた
後、十五日以内に異議を添えて立法府に
返送しなければならない。

立法案が所定の十五日以内に返送され
ないときは、行政主席がこれを承認した
場合と同様に立法となる。ただし、立法
府の閉会によりその返送が妨げられたと
きは、この限りでない。この場合には、
行政主席が立法案の送付を受けた後、四
十五日以内に承認するときは立法となり

6

承認しないときは立法とならない。

行政主席が異議を添えて立法案を返送したときは、立法府はこれを再議することができ、再議の結果、立法府の三分の二の多数をもつて原案を可決したときは、行政主席がこれを承認した場合と同様に立法となる。

承認しないときは立法とならない。

行政主席が異議を添えて立法案を返送したときは、立法府はこれを再議することができ、再議の結果立法府の三分の二の多数をもつて原案を可決したときは、これを高等弁務官に送付しなければならぬ。

高等弁務官が、承認するときは、これに署名する。高等弁務官がこれを承認しないときは、その旨を述べて立法府に返送するものとし、この場合には、当該立法案は立法とならない。

高等弁務官が立法案の送付を受けた日から四十五日以内にこれを承認もせず、

(b) 立法府で可決された立法案が、数個

の金銭支出項目を含むときは、行政主席は、その一項目もしくは数項目、その一部もしくは数部、またはその中の一部分、もしくは数部分について異議を述べ、当該立法案の他の項目、部、または部分を承認することができる。

この場合、行政主席は、立法案に署名するにあたり、当該立法案中の異議のある項目、部、または部分についてその旨を付記しなければならぬ。

否認もしないときは、これに署名した場合と同様に立法となる。

立法府で可決された立法案が、数個の金銭支出項目を含むときは、行政主席は、その一項目、もしくは数項目、その一部もしくは数部、またはその中の一部分、もしくは数部分について異議を述べ、当該立法案の他の項目、部、または部分を承認することができる。

行政主席は、この場合、立法案に署名するにあたり、当該立法案中の異議のある項目、部、または部分について、その旨を付記しなければならぬ。

このように異議の付された項目、部、

このように異議の付された項目、部、または部分は効力を生じない。立法府が、行政主席のこのような異議をくつがえそうとするときは、先に定められた手続を適用する。前述の目的のための期間の計算については、日曜日および法定休日を除く。

または部分は効力を生じない。立法府が、行政主席のこのような異議をくつがえそうとするときは、先に定められた手続を適用する。前述の目的のための期間の計算については、日曜日、および法定休日を除く。

第十節 琉球列島における司法権は、次のとおり行使されなければならない。

- (c) 琉球政府は、民事、および刑事の第一審および上訴審を含む裁判所制度を運営しなければならない。これらの裁判所は、次のとおり裁判権を行使する。
- (1) 次のb項(1)および(2)に規定する場合を留保するすべての民事事件に対する裁判権
 - (2) 次に規定する者を除くすべての人に対する刑事裁判権
- (a) 合衆国軍隊の構成員または軍属

第十節 琉球列島における司法権は、次のとおり行使されなければならない。

- (A) 琉球政府は、民事、および刑事の第一審および上訴審を含む裁判所制度を運営しなければならない。これらの裁判所は、次のとおり裁判権を行使する。
- (1) 次のb項(1)および(2)に規定する場合を留保するすべての民事事件に対する裁判権
 - (2) 次に規定する者を除くすべての人に対する刑事裁判権
- (c) 合衆国軍隊の構成員または軍属

合衆国国民で合衆国政府の被雇用者である者

(c) 上記の者の家族。ただし、○項に規定する場合には、琉球人である家族に対しては、琉球政府の裁判所は、刑事裁判権を行使することができる。高等弁務官は、合衆国の安全、財産または、利害に影響を及ぼす事件で、自己の指定する事件については琉球政府の裁判所から刑事裁判権を撤回することができる。

(b) 統一軍法(10U.S.C. 八〇一E t s e q)による軍法会議の審判の対象とならなくても合衆国国民で合衆国政府の被雇用者である者

(c) 上記の者の家族。ただし、○項に規定する場合には、琉球人である家族に対しては、琉球政府の裁判所は、刑事裁判権を行使することができる。高等弁務官は、合衆国の安全、財産または、利害に影響を及ぼす事件で、自己の指定する事件については琉球政府の裁判所から刑事裁判権を撤回することができる。

(B) 民政府は、民事、および刑事の第一

審および上訴審を含む裁判所制度を運営しなければならぬ。これらの裁判所は、次のとおり裁判権を行使する。

(1) 高等弁務官が合衆国の安全、財産または利害に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件、または紛争に対する民事裁判権。

このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令、または判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟手続中、いつでも高等弁務官の命令により、これを適当な民政府

(B) 民政府は、民事、および刑事の第一

審および上訴審を含む裁判所制度を運営しなければならぬ。これらの裁判所は、次のとおり裁判権を行使する。

(1) 高等弁務官が合衆国の安全、財産または利害に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件、または紛争に対する民事裁判権。

このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令、または判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟手続中、いつでも高等弁務官の命令により、これを適当な民政府

の裁判所に移送することができる。
このようにして移送された事件は、
民政府の裁判所の裁量により、あら
ためて審理することができる。

の裁判所に移送することができる。
このようにして移送された事件は、
民政府の裁判所の裁量により、あら
ためて審理することができる。

(2) 合衆国軍隊の構成員、軍属もしくは
合衆国国民である合衆国政府の被
雇用者、または以上の者の家族であ
つて琉球人でない者が当事者である
すべての事件または紛争に対する民
事裁判権。ただし、当事者のいづれ
かの訴願に基づき、高等弁務官が琉
球の安全、外交関係、または合衆国
もしくは合衆国国民の安全、財産も
しくは利害に直接間接に重大な影響
を及ぼすと認め、民政府がその裁判
権を行使すべきであると決定した場
合に限る。

このような事件が、琉球政府の裁

(2) 合衆国軍隊の構成員、軍属もしくは
合衆国国民である合衆国政府の被
雇用者、または以上の者の家族であ
つて琉球人でない者が当事者である
すべての事件、または紛争に対する
民事裁判権。ただし、当事者のいづ
れかの訴願に基づき、高等弁務官が
琉球の安全、外交関係、または合衆
国もしくは合衆国国民の安全、財産
もしくは利害に直接間接に重大な影
響を及ぼすと認め、民政府がその裁
判権を行使すべきであると決定した
場合に限る。

このような事件が琉球政府の裁判

判所に提起された場合には、最終的決定、命令または判決がなされる以前においては、最終的 上訴審理を含む訴訟手続中、いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる。このようにして移送された事件は、民政府の裁判所の裁量により、あらためて審理することができる。

(3) 米国籍をもつ(a)民間人構成員(b)米 国政府の被雇用者(c)前記のものおよび米軍人の家族で琉球住民以外のものに対する刑事裁判権。

所に提起された場合には、最終的決定、命令または判決がなされる以前においては、最終的 上訴審理を含む訴訟手続中、いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる。このようにして、移送された事件は、民政府の裁判所の裁量により、あらためて審理することができる。

(3) 合衆国またはその機関に雇用されている合衆国国民で統一軍法(一〇 U.S.C. 八〇一E t. seq.) 軍法会議の対象とならない者、およびその家族で琉球人でない者に対する刑事裁判権。

経過規定(a) この命令は、琉球列島の現

行政主席の任期をいまだに終らせる効力は持たないものとする。現行政主席の任期は、この改正命令によつて任命される次期後継者が、行政主席としての職務につくとき、ないしは高等弁務官が決定する期日に終了するものとする。

(b) この命令の発せられた期日に立法府議員である者は、現在の任期が満了するまで引続き在任するものとする。

(c) この命令による改正第四節は一九六二年七月一日から発効する。その他の部分は一九六二年四月一日から発効する。

Embargoed until
6:00 a.m. (J.S.T.),
20 March, 1962

Statement by Secretary-General of
the Cabinet regarding the Announcement
of the U.S. President on Okinawan Problem

The Japanese Government is deeply gratified with President Kennedy's message concerning Okinawa announced today. It responds to the Ikeda-Kennedy talks of last year and to the desires expressed by the Government on many occasions for the enlargement of self-government and enhancement of the public welfare of the people of Okinawa, and also to the intentions which we on our part have expressed to the United States to exert for this purpose every possible effort, including provisions for economic assistance. The message shows the serious personal attention the President has given to this matter and expresses his intention to take extensive measures to improve the situation in Okinawa.

The Government and people of Japan strongly desire the restoration of administrative authority over Okinawa. The Japanese Government welcomes the message which frankly recognizes the fact that the people of Okinawa are Japanese nationals and that the Ryukyu Islands are a part of the Japanese homeland and makes clear the American intention to work in close cooperation with Japan on Okinawan matters in preparation for the day when the Islands will eventually be returned to Japan's full sovereignty.

The

- 2 -

The measures mentioned in the President's message cannot be said to provide a complete solution to all the problems which have arisen in connection with Okinawa, but they are in line with the spirit of the Japanese proposals and provide the basis for significant progress. As regards the proposed agreement to be made between Japan and the United States on various problems, including public welfare and economic assistance, discussions will be commenced shortly when preparations have been completed on both sides.

The Japanese Government will continue to carry on full consultations with the United States Government on all matters relating to Okinawa and will make efforts toward the early fulfillment of our desires.

Embargoed until
6:00 a.m. (J.S.T.),
20 March, 1962

final

Statement by Secretary-General of
the Cabinet regarding the Announcement
of the U.S. President on Okinawan Problem

The Japanese Government is deeply gratified with President Kennedy's message concerning Okinawa announced today. It responds to the Ikeda-Kennedy talk of last year and to the desires expressed by the Government on many occasions for the enlargement of self-government and enhancement of the public welfare of the people of Okinawa, and also to the intentions which we on our part have expressed to the United States to exert for this purpose every possible effort, including provisions for economic assistance. The message shows the serious personal attention the President has given to this matter and expresses his intention to take extensive measures to improve the situation in Okinawa.

The Government and people of Japan strongly desire the restoration of administrative authority over Okinawa. The Japanese Government welcomes the message which frankly recognizes the fact that the people of Okinawa are Japanese nationals and that the Ryukyu Islands are a part of the Japanese homeland and makes clear the American intention to work in close cooperation with Japan on Okinawan matters in preparation for the day when the Islands will eventually be returned to Japan's full sovereignty.

The

- 2 -

The measures mentioned in the President's message cannot be said to provide a complete solution to all the problems which have arisen in connection with Okinawa, but they are in line with the spirit of the Japanese proposals and provide the basis for significant progress. As regards the proposed agreement to be made between Japan and the United States on various problems, including public welfare and economic assistance, discussions will be commenced shortly when preparations have been completed on both sides.

The Japanese Government will continue to carry on full consultations with the United States Government on all matters relating to Okinawa and will make efforts toward the early fulfillment of our desires.

昭和三十七年三月二十日

沖繩問題に関する米國大統領声明についての
官房長官談話

今回のケネディ米國大統領の声明は、昨年、池田・ケネディ
会談を始め、政府がかねてよりあらゆる機会を通じて、沖繩に
おける自治の拡大、民生福祉の向上について米國の配慮を要望
し、わが方としてもこのために経済援助の供与その他あらゆる
努力を払うべきことを伝えてきたのに対して、大統領が自ら真
剣な考慮を払い、事態改善のために大巾の施策を採るべきこと
を表明したものであり、政府は、これを深く多とするものであ
る。

政府が国民とともに、沖繩施政権の返還を強く要望するもの
であることはもとよりである。政府は今回の大統領声明が、沖
繩同胞が日本国民であり、沖繩が日本本土の一部であることを
率直に認め、沖繩がやがてわが國の完全なる主権の下に復帰す

公表禁止
いかなる方法でも
20日 06時 00分まで

注意

る日に備えて、日本と密接に協力して沖繩問題に対処するとの米
國の意図を明らかにしたことを歓迎する。

大統領声明に述べられた諸措置は、従来沖繩をめぐって提起さ
れた問題のすべてについて最終的な解決を示したとはいえないが、
かねてよりのわが方諸提案の精神にそうものであり、重要な進歩
の基礎をなすものである。また、声明に含まれた民生福祉、経済
援助を含む各般の問題についての日米間の取極を作成するため
の討議は、双方の準備が完了次第近く始められることとなる。

政府としては、今後も沖繩に関する各般の問題について米國政
府と十分な協議を遂げ、わが方の要望ができるだけすみやかに実
現するように努力いたしたい。

極秘
まで

櫻島
Final

本日、私は、琉球諸島の施政について定めた一九五七年六月五日付の行政命令第一〇七一三号の改正に署名した。この行政命令の改正と以下に掲げる諸措置は、琉球諸島の現状と同地域で実施されている米国の政策および計画を調査するため昨年任命された各省調査団の勧告の結果である。

調査団の作業は、米国が琉球諸島の軍事基地に重要性を認めていることを強調している。これらの基地に展開されている兵力は、極東の平和に対する脅威にかんがみ、われわれの阻止力を維持するうえで最も重要なものである。琉球諸島の米国基地は、日本から東南アジアへかけて大きな弓形になつて横たわる同盟諸国に対し、一たん事あるときは、米国は援助に赴く意思も能力もあるのだということを保証するのに役立つている。

調査団の報告は、米国の施政を続けることが軍事上絶対に必要であることと琉球住民の希望、すなわち日本国民であることを認められ、日本でならば享受できる経済および社会福祉上の利益を受け、また、自分自身の問題を処理するに当つて今までより大きい発言権を持ちたいという希望とを、いかに調和させるかの問題を詳細に検討しているものである。この報告は、また、琉球の同胞と密接な関係を保ちたいという日本国民の希望をも同じく考慮している。

2
私は、琉球が日本本土の一部であることを認めるもので、自由世界の安全保障上の考慮が、沖縄が完全に日本の主権の下へ復帰することを許す日を待望している。それまでの間は、すべての関係者が寛容と相互理解の精神で対処しなければならぬ事態にある。私は、米国がこの精神を表明し、琉球住民に対する米国の責任を今までよりも効果的に果し、さらに、琉球諸島が日本の施政下に復帰することになる場合の困難を最も少くするため、いくつかの特定の措置を取るよう指令した。これらの措置は、次のとおりである。

- 一、 琉球諸島に対する援助を六百万ドル以内にして、現在の制限を撤廃するためブライス法（公法八六一六二九）を改正するよう議会に要請する。
- 二、 米軍および琉球政府が雇用している琉球人に対する給与の水準ならびに公衆衛生、教育および福祉の水準を、数年後には日本本土の相当する地域での水準に達するよう引き上げるため、琉球における新しい計画を支持する案を議会に提出する準備を行なう。
- 三、 琉球の経済開発のための借款資金を今後年々着実に増加させるための提案を議会に提出する準備を行なう。
- 四、 昨年池田総理大臣のワシントン訪問に際し同総理大臣と私的討議したとおり、琉球住民の安寧と福祉および琉球の経済開発を増進するための援助供与について、米国と日本との協力関係実施に関する明確な取り決めを作成するため日本政府と討議を開始する。

- 五、 施政権者としての米国が必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、何時、いかなる状況の下で今まで以上に琉球政府に委譲することができるかを決定するため、琉球諸島の行政機能について継続的な検討を行なう。
 - 六、 琉球にある米国の軍事施設または琉球諸島自体の安全保障維持のために必ずしも必要でないすべての統制を撤廃するため、琉球住民の個人的自由を不必要に制限していると考えられる諸統制について継続的な検討を行なう。
- 行政命令第一〇七一三号の改正は、次の諸目的の実現のためのものである。
- 一、 立法院が琉球政府の行政主席を指名することを定める。
 - 二、 高等弁務官の拒否権について、その限定された目的を強調するため書き改める。
 - 三、 立法院議員の任期を二年から三年に延長する。

一般情報

目次

第 63 号

昭和 37 年 3 月 20 日

1. 沖縄に関する米大統領の声明
2. 大平官房長官談話
△ 沖縄問題に関する大統領声明について
3. 新聞の報道ぶり
 - (1) 米、沖縄新政策を發表
 - (2) 三政党の見解
 - (3) 現地沖縄の反響
 - (4) ハリマン次官補語る
 - (5) ブラジルから首相に招待状
4. 国会の審議状況(沖縄問題)
5. 米軍兵器調査団の記事について
6. スポーツ

北東アジア課長

主任事務官

南方班

37.3.23

情報文化局報道課

四 立法院が選挙区の数と区域を変更することを認める。
五 民政官は文民でなければならぬことを定める。
六 琉球におけるある種の米国人に対する刑事裁判権についての規定に若干の技術的変更を加える。

1. 沖縄に関するケネディ米大統領の声明(全文)

本日、私は、琉球諸島の施政について定めた1957年6月5日付の行政命令第10713号の改正に署名した。この行政命令の改正と以下に掲げる諸措置は、琉球諸島の現状と同地域で実施されている米国の政策および計画を調査するため昨年任命された各省調査団の勧告の結果である。

調査団の作業は、米国が琉球諸島の軍事基地に重要性を認めていることを強調している。これらの基地に展開されている兵力は、極東の平和に対する脅威にかんがみ、われわれの阻止力を維持するうえで最も重要なものである。琉球諸島の米国基地は、日本から東南アジアへかけて大きな弓形になつて横たわる同盟諸国に対し、一たん事あるときは、米国は援助に赴く意思も能力もあるのだということを保証するのに役立つ。

調査団の報告は、米国の施政を続けることが

軍事上絶対に必要であることと、琉球住民の希望、すなわち、日本国民であることを認められ、日本でならば享受できる経済および社会福祉上の利益を受け、また、自分自身の問題を処理するに当つて今までよりも大きい発言権を持ちたいという希望とを、いかに調和させるかの問題を詳細に検討しているものである。この報告は、また、琉球の同胞と密接な関係を保ちたいという日本国民の希望をも同じく考慮している。

私は、琉球が日本本土の一部であることを認めるもので、自由世界の安全保障上の考慮が、沖縄が完全に日本の主権の下へ復帰することを許す日を待望している。それまでの間は、すべての関係者が寛容と相互理解の精神で対処しなければならない事態にある。私は、米国がこの精神を表明し、琉球住民に対する米国の責任を今までよりも効果的に果し、さらに、琉球諸島が日本の施政下に復帰することになる場合の困難を最も少なくするため、いくつかの特定の措置

を取るよう指令した。これらの措置は、次のとおりである。

- (1) 琉球諸島に対する援助を6百万ドル以内に行っている現在の制限を撤廃するためプライス法（公法86-629）を改正するよう議会に要請する。
- (2) 米軍および琉球政府が雇用している琉球人に対する給与の水準ならびに公衆衛生、教育および福祉の水準を、数年後には日本本土の相当する地域での水準に達するよう引き上げるため、琉球における新しい計画を支持する案を議会に提出する準備を行なう。
- (3) 琉球の経済開発のための借款資金を今後毎年着実に増加させるための提案を議会に提出する準備を行なう。
- (4) 昨年池田総理大臣のワシントン訪問に際し同総理大臣と私が討議したとおり、琉球住民の安寧と福祉および琉球の経済開発を増進するための援助供与について、米国と日本と

の協力関係実施に関する明確な取り決めを作成するため日本政府と討議を開始する。

- (5) 施政権者としての米国が必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、何時、いかなる状況の下で今まで以上に琉球政府に委譲することができるかを決定するため、琉球諸島の行政機能について継続的な検討を行なう。
- (6) 琉球にある米国の軍事施設または琉球諸島自体の安全保障維持のために必ずしも必要でないすべての統制を撤廃するため、琉球住民の個人的自由を不必要に制限していると考えられる諸統制について継続的な検討を行なう。行政命令第10713号の改正は、次の諸目的の実現のためのものである。
 - (1) 立法院が琉球政府の行政主席を指名することを定める。
 - (2) 高等弁務官の拒否権について、その限定された目的を強調するため書き改める。
 - (3) 立法院議員の任期を2年から3年に延長す

る。

- (4) 立法院が選挙区の数と区域を変更することを認める。
- (5) 民政官は文民でなければならないことを定める。
- (6) 琉球におけるある種の米国人に対する刑事裁判権についての規定に若干の技術的変更を加える。

2. 沖縄に関する米国大統領声明についての官房長官談話(20日)

今回のケネディ米国大統領の声明は、昨年の池田・ケネディ会談を始め、政府がかねてよりあらゆる機会を通じて、沖縄における自治の拡大、民生福祉の向上について米国の配慮を要望し、わが方としてもこのために経済援助の供与その他あらゆる努力を払うべきことを伝えてきたのに対して、大統領が自ら真剣な考慮を払い、事態改善のために大巾の施策を採るべきことを表明したものであり、政府は、これを深く多と

するものである。

政府が国民とともに、沖縄施政権の返還を強く要望するものであることはもとよりである。政府は今回の大統領声明が、沖縄同胞が日本国民であり、沖縄が日本本土の一部であることを率直に認め、沖縄がやがてわが国の完全なる主権の下に復帰する日に備えて、日本と密接に協力して沖縄問題に対処するとの米国の意図を明らかにしたことを歓迎する。

大統領声明に述べられた諸措置は、従来沖縄をめぐって提起された問題のすべてについて最終的な解決を示したとはいえないが、かねてよりのわが方諸提案の精神にそうものであり、重要な進歩の基礎をなすものである。また、声明に含まれた民生福祉、経済援助を含む各般の問題についての日米間の取極を作成するための討議は、双方の準備が完了次第近く始められることとなる。

政府としては、今後も沖縄に関する各般の問題について米国政府と十分な協議を遂げ、わが方の要望ができるだけすみやかに実現するように努力したい。

3. 新聞の報道ぶり

(1) 米、沖縄新政策を発表

夕刊各紙は、1、2面の殆んど大部分、3面の1部を沖縄新政策関係の記事にあて、米大統領声明の全文、大統領行政命令改正の全文または骨子を掲げると共に政府、各政党のこれに関する声明、現地沖縄の反響等を大々的に報道している。

朝日は「沖縄は日本本土の一部」の見出しで次のように書いている。

「ケネディ米大統領は19日午後4時(日本時間20日午前6時)沖縄の行政改革に関する大統領行政命令(1957年6月5日付アイゼンハワー大統領行政命令の修正)およびこれに伴う大統領声明を発表した。このなかで大統領は、沖縄が日本の一部であることを正式に認め、将来日本に引継ぐ場合の困難を少なくするための措置として(イ)文民による民政官の設置(ロ)立法院に

よる琉球政府主席の指命(ハ)立法院議員の任期の延長(ニ)沖縄に対する経済援助増額のためのブライス法の改正(ホ)沖縄の安全、福祉の向上、経済開発などについて日米協力体制の確立、などを実施する方針である旨明らかにした。これは昨年ケネディ・池田会談の約束に基づき「ケイセン報告」、ロバート・ケネディ司法長官の「訪日報告」、国務省、国防総省などの意見を総合的に検討したうえで、ケネディ大統領が自ら最終決定したもので、沖縄に関する戦後初の意欲的な改革といえよう。しかし、その内容が一般に予想されていたよりも沖縄、日本に対してかなりきびしいものである点きわめて注目される。」

(2) 三政党の見解

自民、社会、民社三党は20日午前、同日発表されたケネディ米大統領の沖縄新政策につきつぎのような談話および党声明を

それぞれ発表した。

△ 生活向上喜ぶ

前尾自民党幹事長談—ケネディ大統領の琉球諸島に関する今回の措置が、自治権に関して大幅の譲歩と理解を示し、ブライス援助や借款の増額によつて琉球住民の生活水準の向上と経済の発展に非常な熱意を示していることは、喜びにたえない。

△ 自治拡大は空文

和田社党国際局長談話—沖縄問題の根本は米国が、対日平和条約を無視して沖縄を保有していることにある。極東の緊張を緩和する方策—たとえば对中国関係の打開など—をなんら積極的にとろうとしないことは、結局沖縄を無期限に保有することを自ら物語っている。

住民の自治権を拡大すると述べているが、公選された主席を任命しない権限が

いぜんとして高等弁務官ににぎられているし、また米軍の利益というばく然とした拒否権も残されている。自治権の拡大は空文となるだろう。

△ 完全復帰を待望

民社党声明—我々は大統領の声明が、沖縄が日本本土の一部であることを認めるといふ表現を用いて、日本の固有の領土権を承認し、沖縄の日本復帰がすみやかなることを待望する趣旨を述べたことに対しては好意を寄せる。

また声明が当面の改革の内容として、沖縄の自治権の増大と軍政の制限を行なつたことや、ブライス法の改正などを通じて沖縄の経済開発や住民の福祉増進に日本の協力を進めることなどを歓迎する。

(3) 現地沖縄の反響

(那覇朝日支局長電) ケネディ米大統領の沖縄新政策が沖縄に対する日本の役割を重

視したことには、一般に好意的な関心が寄せられている。特にアイゼンハワー政権当時の単に「日本の潜在主権」という表現から、今度は「琉球は日本国土の一部であり、復帰の日を待望している」と述べたことは、さらに具体性を増し、住民の気持ちをつかんだ表現だとして数歩前進の感を持っている。

しかし、沖縄基地の重要性が強調され、米統治の必要が再び主張されたこと、具体的には日本の関与は経済面に限られそうなこと、援助増大が具体的で可能性が大きいのに対し、自治の拡大は限度があつたことなどには悲観、楽観両様の議論がある。

経済界は基地景気の半永続化、援助による産業の進展などに歓迎的な空気だ。琉球政府と与党の自民党とは復帰への道が近くなつたとしている。しかし中道的な野党、社大党は現状固定化の危険を指摘し、最左翼の人民党は半永久基地の強化政策で事実上は復帰のタナ上げだと批判し、これら野党や労組などによる即時復帰運動は今後も先ず衰えを見せない見通しである。

(4) ハリマン次官補語る

15日来日したハリマン米國務次官補(極東担当)は、日本、幹国訪問の日程を終り20日午前離日するが、離日に先立ち19日夕刻、内外記者会見を行ない(イ)バイ・アメリカン(米品優先買付け)政策は100%の政策ではなく、日本でも買付けが行なわれるだろう。(ロ)中国代表権問題についての国連の重要事項指定は根本的な決定で、それを恒久的な決定としてならない理由は見つからぬ(ハ)日韓両国首脳に対して、日韓交渉が両国間の交渉で解決することを希望すると述べた。などの点を明らかにした。

△ バイ・アメリカン政策—世界情勢の変化の結果、米国の国際収支は逆調になり、この状態を無期限に続けることはできなくなつている。ドルの価値を維持するため、バイ・アメリカン政策がとられているが、これは100%の政策ではなくて、

価格と入手量について可能ならば日本でも買付が行なわれるだろう。われわれは日本の国際収支問題を知っているので、可能な範囲で日本の問題を助けたいと思つている。

△ 中共問題＝日本政府の首脳とは意見と情報を交換した。国連で昨年度決つた重要事項方式は根本的な決定であつて、国連の恒久的な決定にできない理由はみつからない。

△ 日韓問題＝日韓間の問題は現在両国間で交渉中で、米国として介入すべき問題ではない。しかし両国が紛争を解決することは米国の強い希望だ。両国は長年の隣国で、その国交正常化はただ両国だけでなく、自由世界全体の利益である。朴議長は日韓関係が正常化するようとの強い希望をわたしに述べた。わたしは朴議長にも日本政府首脳にも日韓正常化は両

国間だけでなく、自由世界全体にとつて尊いもので、妥結を大いに希望していると述べた。

△ 日本品差別問題＝米政府はまだ古い法律にしばられていて、関税引下げによつて影響を受けた産業を保護しなければならないことになつている。米大統領はこの法律を変えて新しい方法でたとえば労働者の転業あるいは産業転換によつて中小業者を助けるようにすることを提案している。新法律が通るまではなにやかやと小さい問題があちこちに起ることと思う。

△ 核実験問題＝ケネディ大統領は核実験協定をつくるためにあらゆる努力をしている。大統領は同時に自由世界を防衛する責任ももつている。核兵器の分野で米国がソ連に遅れることは自由世界全体にとつて非常に危険なことである。

(朝日による)

(5) ブラジルから首相に招待状

デ・ムーラ駐日ブラジル大使は20日午前10時院内に池田首相を訪問、グラール・ブラジル大統領からの正式招待を伝えた。これに対し首相は「参院選挙や臨時国会などがあるので訪問はむずかしいと思うが事情がゆるせばできるだけ訪問したい」と答えた。(読売)

4. 国会の審議状況

△ 沖縄新政策(外務委員会)

24日の衆院外務委員会は午前10時42分開会、冒頭黒田寿男氏(社)が同日早朝発表されたケネディ米大統領の沖縄新政策に関する声明について質問した。黒田氏が「沖縄の新政策については事前に日米間で協議し、日本の意見を取り入れた上で決定することになったのに、こんどの新政策はアメリカが一方的に通告してきたものでは

ないか」とただしたのに対し、池田首相は「発表前に日本政府に通知され、日本が申し入れた意見は全部織りこまれた」と答え、沖縄新政策については日本政府の要望がかなり強く反映していることを明らかにした。おもな質疑応答次の通り。

黒田寿男氏(社) こんどの声明には非常に不満だ。沖縄はアメリカが平和条約を無視して所有している点が問題だ。この声明では返還を積極的に示唆していない。自治権拡大というが、立法院が指名した行政主席を高等弁務官が任命しなくてもよい。いぜんとして大きな拒否権をもっている。

小坂外相 具体的には今後の日米交渉できまることだが、自治権の拡大については全然ふれていないわけではない。

黒田氏 こんどの内容をみて池田内閣は沖縄問題についてはほとんど交渉らしい交渉をしていなかったことが明らかになった。

新政策については事前に日米交渉を行ない日本の意見を十分入れてから決定することになっていたにもかかわらず、アメリカは一方的に決めてきた。

池田首相 昨年ケネディ大統領との会談で沖縄にはもつとも力をいれた。こんどの発表前にもアメリカは日本に通知し、日本の意見を申し入れた結果、申し入れた点は全部いれられている。

5. 米国防務調査団の記事について

17日付一般情報第61号1の(3)で報道した米国防務調査団の「軍事技術開発調査団の来日」に関する記事(朝日)は、ミスリーディングな点があるので次の通り訂正する。

「防衛庁広報課長の行った説明によれば、この調査団は東南アジア諸国のための兵器調達のために来日するのではない。同調査団は主として米国防務省の陸軍技術者からなり、目

下東南アジア諸国を歴訪中で、来たる26日米国へ帰国の途次日本に立寄り、5日間滞在して、その間防衛庁技術研究本部を訪問するほか、技術上の知識の交換および技術援助の可能性について、防衛庁の係官および技術者と話を予定である。」

6. スポーツ

大相撲春場所は9日目を迎えていよいよ後半戦に入つたが、横綱柏戸が栃光に敗れ、大関北葉山も4敗目を喫するなど、波乱が多かつた。柏戸はまさかと思つた栃光に立ち合い逃げられたことが大きなつまづきとなつたが、残された相手からみてこの日の1敗は痛く、念願の優勝はやや遠のいた感じだ。これに反し、ただ1人勝ちつ放しの佐田の山は青ノ里を一方的に突きまくつて9連勝、大関昇進をますます濃くしてきた。1敗でこれに続く大鵬は出羽錦に得意の左半身を許しながら、あせらず料理して賞録を示し、同じく房錦、前田川も岡ノ山、追手山に快勝して1敗を堅持している。小結青ノ里と常錦はこの日で負け越しが決定した。(毎日)

参事カメダ

1. 米国の津新仙履行

2. 津向の特手見込

3. 国連における

4. 米国の北緯

津新仙履行

1. 米国の津新仙履行

2. 津向の特手見込

3.

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡をう

37 7228 平 豆北
ワレトノ 3月26日 20.00発
本省 3月27日 10.42着
小坂大臣 朝海大使

(沖縄問題と関係する新聞論調7件)

624号

往電582号と関係

26日付ニューズ・タイムズ及び22日付クリスチャン・サイエンス・モニターの社説次の通り。

1. タイムズ

今回の措置は沖縄島民及び日本国民が完全に満足することは殆んど期待できないであろうが、しかしこれは米国の沖縄統治に対する批判と緩和の折衷案に代わつてであろう。今回の措置は沖縄住民の自治と増大に際し社会福祉と経済開発との間の資金の増額を摩擦と不満の減少に代わつてであろう。また社会福祉と経済計画への日本の参加と

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡をう

大統領の琉球諸島が日本本土の一部であるとの言明とは日本人と琉球住民と対しアピールするであろう。今回の措置は沖縄基地の安全保障と日米両国民及び琉球島民間の友好協力を実質的に貢献するものである。

2. モニター

困難な紛争問題と関する外交文書には率直さと誠意は稀なものであるが今回の大統領声明は率直さと現状と日米両国民に明白としている。しかしかかる努力にもかかわらず正常な情勢下とはいへ得られるべきものが得られぬという意味においては依然として日本国民はこれに満足できないであろう。しかしながら現在の情勢が正常な状態から遠かに遠いという事実と日本人は理解し、極東の軍事情勢に対処せんとする日本の意志は確乎としている。今後の課題は琉球諸島が日本に展することと認められた大統領の率直さと応えるべく軍政の先例といふべき程度削減する

添付なし

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

率直な意見という点がある。

(9)

配布先 大臣次官、外務、官房長、里米係、情
各局長、里幕、米参、茶参、總、里北、米北、
米係、茶火、規、協、情通、以、外